平成25年白浜町議会第1回臨時会 会議録(第1号)

- 1. 開 会 平成 25 年 5 月 16 日 白浜町議会第1回臨時会を白浜町役場 議場において 10 時 00 分 開会した。
- 1. 開 議 平成 25 年 5 月 16 日 10 時 03 分
- 1. 閉 議 平成 25 年 5 月 16 日 13 時 35 分
- 1. 閉 会 平成 25 年 5 月 16 日 13 時 35 分
- 1. 議員定数 16名 欠員2名
- 1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水上	久美子	2番	楠 本	隆	典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝	弥
5番	笠 原	惠利子	6番	正木	秀	男
7番	岡 谷	裕計	8番	廣畑	敏	雄
			10番	玉 置		_
11番	湯川	秀樹	12番	三倉	健	嗣
13番	長 野	莊一				
15番	辻	成紀	16番	正木	司	良

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水	上	久美子	2番	楠	本	隆	典
3番	丸	本	安 高	4番	南		勝	弥
5番	笠	原	惠利子	6番	正	木	秀	男
7番	岡	谷	裕 計	8番	廣	畑	敏	雄
				10番	玉	置		_
11番	湯	Ш	秀樹	12番	三	倉	健	嗣
13番	長	野	莊一					
15番	辻		成紀	16番	正	木	司	良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長林一勝事務主事田中健介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町	長	井	澗		誠	副	町	長	小	幡	_	彰
教 育	長	清	原		武	会計	管 理	! 者	田	井	郁	也
富田事務所長												
兼農林水産誌	果長	鈴	木		泰	日置川	事務原	所長	前	田	信	生
総務課	長	大	谷	博	美	税務	課	長	高	田	義	広
民 生 課	長	三	栖	健	次	生活環	環境調	長	坂	本	規	生
観光課	長	正	木	雅	就	建設	課	長	笠	中	康	弘
上下水道課	長	Щ	本	高	生	地籍調	問査調	長	堀	本	栄	_
農林水産課	長	鈴	木		泰	消	防	長	大	谷		実
教育委員	会											
教育次	長	青	Щ	茂	樹	総務護	果副調	長	泉		芳	明

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第44号 専決処分の承認について

日程第4 議案第45号 専決処分の承認について

日程第5 議案第46号 専決処分の承認について

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

日程第7 議案第47号 工事請負契約の一部変更について

日程第8 議案第48号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

追加日程第12 議案第49号 工事請負契約の締結について

追加日程第13 議案第50号 工事請負契約の締結について

日程第9 発議第1号 議員派遣について

日程第10 発 委 第 4 号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会 建設 農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第11 発 委 第 5 号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会)

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第13

1. 会議の経過

〇議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成25年第1回臨時会を開会いたします。

開議に先立ち、去る4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、異動のあった幹 部職員、議会事務局書記の自己紹介を自席からお願いいたします。

(自己紹介)

〇議 長

自己紹介が終わりました。

本日、大分県九重町議会教育民生観光常任委員会の6名の議員の皆さんが傍聴にお見えになっておられます。午後から、幼保一元化について、しらはま幼児園の視察研修を予定されておりますので、ご紹介をさせていただきます。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

〇番 外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本臨時会の会議予定につきましては、去る5月9日の議会運営委員会でご協議いただきま した。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思います。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

本日の議事日程は、お手元に配付しています。

本臨時会までに提出のあった要望書等は一覧表のとおりであります。取り扱いについて、 議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、 お手元に配付しています。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配付しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

〇議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願いします。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

2 番 楠 本 隆 典 3 番 丸 本 安 高

(2) 日程第2 会期の決定について

〇議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

(3) 日程第3 議案第44号 専決処分の承認について

日程第4 議案第45号 専決処分の承認について

日程第5 議案第46号 専決処分の承認について

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

日程第7 議案第47号 工事請負契約の一部変更について

日程第8 議案第48号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

〇議 長

日程第3 議案第44号から日程第8 議案第48号までの6件を一括議題といたします。 町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君(登壇)

〇番 外(町 長)

本日、平成25年白浜町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆様には、町勢発展のために日夜ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝 申し上げます。

上程いたしました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

まず冒頭に、春の叙勲におきまして、堅田地区在住の尾崎實様が永年にわたり白浜町監査 委員を務められ地方自治の伸展にご尽力されましたご功績により、栄えある旭日単光章の栄 營に浴されました。

また、白浜地区在住の上地良成様が海上保安官として、永年にわたり海上の安全確保と治安維持にご尽力されましたご功績により、瑞宝単光章の栄誉に浴されました。

町民を代表しまして、心からお祝いを申し上げます。

今後とも、白浜町勢伸展のため、より一層のご活躍をご祈念いたしますと共に、ご指導を 賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る5月3日には本州で一番早い海水浴場開きとして、白良浜で海開きのイベントが開催されました。多くの関係者や観光客の皆様にご参加を頂き、清掃活動や式典を行いました。

町としましては、本年も安心・安全、そして快適な海水浴場として、関係団体と連携を図りながら大勢の皆様をお迎えできますよう取り組んでまいりたいと考えております。

紀の国わかやま国体開催まで、残すところ2年あまりとなりましたが、町組織におきましても、この4月から国体推進室を設置し、体制強化・組織拡充に取り組んでおり、白浜町テニスコート、白浜会館の改修工事につきましては、本年度中に工事の完成を予定しているところであります。また、リハーサル大会、本大会の開催に向けて取り組んでまいる所存でございます。

私も就任2年目を迎えるにあたり、課せられました重責を果たすため、白浜町の発展のため全力をあげて諸課題に取り組んでまいる所存でございますので、議員各位の一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をお願い致します案件の提案理由につきましてご説明 を申し上げます。

本臨時会において、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項3件、 専決処分の報告に関する事項1件、工事請負契約の一部変更に関する事項1件、平成25年 度白浜町一般会計補正予算議定について1件であり、必要な議案を提出したところです。

なお、予定議案と致しましては、工事請負契約の締結に関する事項2件がございます。

議案第44号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例の一部を改正する条例について3月31日専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第45号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する 条例について3月31日専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第46号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について3月31日専決処分をしたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償について専決処分を行ったので、これを報告するものでございます。

議案第47号 工事請負契約の一部変更につきましては、湯崎地区漁業振興施設建築工事の工事量の変更により、契約金額を増額したので、提案するものでございます。

議案第48号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に7,000万円を追加し、歳入歳出予算総額を124億2,000万円と定めました。

今回の補正の内容につきましてご説明申し上げます。

歳出につきましては、農林水産業費に追加補正をするもので、湯崎漁港整備工事費7,00万円。湯崎漁港の広場整備、進入道路の整備等を行なうものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金追加3,500万円、県支出金追加3,500万円でございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明致しますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

〇議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 税務課長 高田君(登壇)

〇番 外(税務課長)

議案第44号 専決処分の承認について、議案書(P.1~4)に基づき、説明した。

議案第45号 専決処分の承認について、議案書(P.5~8)に基づき、説明した。

議案第46号 専決処分の承認について、議案書(P.9~12)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 生活環境課長 坂本君(登壇)

〇番 外(生活環境課長)

報告第1号 専決処分の報告について、議案書(P.13~16)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君(登壇)

〇番 外(農林水産課長)

議案第47号 工事請負契約の一部変更について、議案書(P.17~20)に基づき、説明した。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君(登壇)

〇番 外(総務課長)

議案第48号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について、議案書(P. 21~22)に基づき、説明した。

〇議 長

補足説明が終わりました。これより審議に入ります。

日程第3 議案第44号 専決処分の承認について、質疑を行います。

1番 水上君

〇1 番

参考資料4ページですが、改正の内容の説明の中の2です。個人住民税における住宅ローン控除の拡充のところで、現在でも控除があるということで説明を受けましたけども、限度額の拡充について、もう少し詳しく説明してください。

〇議 長

番外 税務課長 高田君

〇番 外(税務課長)

現行では、控除限度額は所得税の課税総所得金額の5%ということで、金額的に言いますと、最高額9万7, 500円となるんですけれども、居住する年度が平成26年4月から平成29年12月までに入居された方につきましては、今言いました課税総所得金額の5%の率が7%となりまして、金額でいうと13万6, 500円に増額されるということになります。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第45号 専決処分の承認について、質疑を行います。

10番 玉置君

〇10 番

参考資料8ページに改正の内容が載っております。そこで備蓄倉庫に係る都市計画税についてとありますが、ここにいう備蓄倉庫というのは、どういう建物。一般的には、貨車みたいなトラックの後ろに載せているようなやつを備蓄倉庫に充てているところも結構多いんやけども、ここでいう備蓄倉庫というのはどういう。

〇議 長

番外 税務課長 高田君

〇番 外(税務課長)

大規模地震が生じた場合に必要な食糧等を提供するためということで、例えば駅の倉庫とか民間所有の物件を備蓄倉庫に使う場合に、町と契約を結んで使わせてもらうと。その代り、固定資産税については減額をするということでございます。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第45号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第46号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第46号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について、質疑を行います。

6番 正木秀男君

06 番

たびたび私もここで職員の公用車の事故についての注意喚起をしていますけれども、結論から言えば、公務員たる部分は通常の身分と違いまして、相当注視されている部分がございます。その中で、仕事上といえども、やはり安全確認という部分が一番大事と。各課において、以前楠本議員が持論の中で、職員のミーティング、事前に朝礼をしているのかという指摘もございましたけれども、なかなか事故に対して断ち切れない状況が、忘れたころに軽微なものから始まって相当あります。

それで、この示談も含めてですけども、白浜町過失100、相手ゼロという割合なんですけども、やはり物損で20万ほどになって保険対象であると思いますけれども、この査定についての方法、どういう格好で。相手方の言い分でいくのか、こちら方の、白浜町と契約している保険会社と交渉するのか。それか、ディーラーとの部分、車種、新車、中古車という部分、相手がどこで購入したという、そこでやってよというのか、こちらで全面的に直させていただきますよか、そこらのシステム。今回の事例でもって、どういう格好で交渉するんですか。

〇議 長

番外 生活環境課長 坂本君

〇番 外(生活環境課長)

今回の場合は、本当に運転者の初歩的ミス、安全確認を怠ってそのままバックで当てたという形にもなっておりまして、大変申し訳なく思っております。

今回の損害の賠償につきましては、保険会社が入りまして、相手方との交渉といいますか、 修理屋さんとの交渉になるんですけども、そういった中で、100%ということで、まるき りこちらが。相手方は横断歩道の停止線でいったん停止していたところへ、停止していた車 に当てたということで、こちらが100%ということになってございます。

〇議 長

6番 正木秀男君

06 番

私の最初の認識は相手方が停車していたところ、同じ停車ですけども、自分も所用で離れているとか、置いているところにバックして当てたという認識だってんけど、相手は横断歩道で止まって歩行者を優先させて待っているところに公用車がバックしてきたという認識でよろしいですか。

〇議 長

番外 生活環境課長 坂本君

〇番 外(生活環境課長)

そうです。

〇議 長

5番 笠原君

〇5 番

物損事故で終わったということはよかったと思いますけれども、再三研修をしますということで町長の話もありました。ということは、研修が身に染みていないと。やはり民生とか生活環境、よく町内を駆け回る部署でございますので、そういうところを全員集めてこういうことの研修を前にもやりました。朝礼で言いましたと言いながら、まだこのような状況でございますので、それをいったんどうするかということを町長新たに表明していただいて、事故のないようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

ただいまご指摘いただきましたように、今年の1月にも職員対象に交通安全に関するマナーを守るということで、研修を行いました。なかなか服務規律の徹底・保持、綱紀粛正がなされていないということで、ご指摘いただいても仕方がないと思いますので、再度担当課から私から指導を徹底するように文書で指示をしたいと思います。これは、職員が現在340名ほどおる中で、いろんなまだまだ意識の低いのもございますので、その辺を上から下まですべてにおいて徹底できるように、再度文書での通達をしたいと考えております。

〇議 長

16番 正木司良君

〇16 番

この種の交通事故はいろいろ過去にあるわけです。その間私も質問をさせていただいているんですけれども、ほとんどが相手方の責任はゼロでこちら、町が100%というのが多いんですけれども、その場合、町長はその職員に対して、お互い五分五分とかそういうのは別にしまして、100%町職員に過失があるという場合は、町長はその職員に対して注意とか勧告とかいろんなそういう形式的な処理・処分。処分と言えば大げさですけども、そういうことはされているんですか。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

今までこの1年間、私はそういうことは、大きな事故の場合はもちろんしたことはありますけれども、軽微な事故と言いますか、例えばスピード違反ですとか、町の職員が100% 過失だということであってもこういう物損事故については、そういういろんな面接をして今後こうせえ、ああせえとはしたことはしたことはございません。しかしながら、やはり今こういう事故が多発しているということがあれば、当然トップとして町職員に対して個別にでも事情聴取なり、もう一度徹底するように今後仕向けていくべきだと思いますので、事故の

重大性、大小に関わらず、今後時間のある限り、私は担当課長を通じてでも一緒に取り組んでまいりたいと考えます。

〇議 長

16番 正木司良君

〇16 番

事故の大きさとかによるわけですけれども、少なくとも軽微な場合でも担当の上司、あるいは町長が最低限注意ぐらいは厳しくするようにお願いします。

〇議 長

1番 水上君

〇1 番

提言です。民間でもやっているところあるかと思うんですが、毎月1回日にちを決めて、 1日とか5日とか。それで、交通安全確認の日みたいに、必ずそういうことを毎月確認しあ うとか設定されて、教育されていったらいいのではないかと思うのですが、提言ですから、 またそういうことも含めて考えていただけたらと思います。

〇議 長

2番 楠本君

〇2 番

この部分については、1名乗車であるのか2名乗車であるのか、この点についてお伺いします。

〇議 長

番外 生活環境課長 坂本君

〇番 外(生活環境課長)

こちら側は黄色の軽トラックで1名乗車です。相手方も軽自動車で1名乗車です。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。

報告第1号は以上で終わります。

日程第7 議案第47号 工事請負契約の一部変更について、質疑を行います。

3番 丸本君

〇3 番

この漁業振興施設、これの基礎工事部分の変更契約についてなんですけども、これはもう 基礎工事が終わって、いわゆる棟上げができている。議会議決を経ないまま工事が終わって いる。これは議会無視。工事終わってから変更契約の議案が出ている。私は素朴に後先逆だ と思うのですけれど、先に専決処分をしておくべきであったのではなかったですか。それが 議会の運営として事務手続き上、こういう順序でやるべきだったのではと。どうですか。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

基礎工事の施工につきましては、現行の契約額1億8,060万円の範囲内において、工事途中の契約につきましては、契約の中で、甲乙協議をして変更を定めるとなっております。今言われたみたいに、基礎工を変更することによって、1億8,060万円から増額となる場合には、当然これは現行の予算の中で今対応しておりますのでできませんが、現契約額を超えるのであれば、予算の裏付けがありませんので執行することができませんが、工事中は発注者と受注者と協議を行い、実施しているところで問題はないと考えます。

〇議 長

3番 丸本君

〇3 番

私は理解できんのですけども、町長いかがですか。工事がもう終わっているんです。これは3月ぐらいに終わったと思うんですけども、基礎の部分ですよ。終わって、この議会であげる。それでしたら、先に専決で変更契約をしておいて、そして報告、承認を求めたらよかったのではないですか。

それで、この変更の工事について、町長は決済を押しておるんですか。この辺はどうです か。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

繰り返しになりますが、工事中の内容の変更につきましては、契約額を超える範囲内において、1 億 8 , 0 6 0 万円の範囲内においてそれは可能です。基礎工を変更することによって、それが 1 億 8 , 0 6 0 万円を超えるのであれば、執行が超えるのであればそれはできませんけれども。今回、基礎工が変更になった時点で、国と県と協議を行い、例えば基礎工が変更になったから 2 階はやめやというのではなしに、当初の計画どおり執行するということで、基礎工が変更になった時点で、国と打ち合わせしております。国も全力で当初の契約どおり、条件どおり執行するよう取り組んでいただいておりましたので、途中基礎工増えた部分を 2 階減らして内容変更をやって、専決をうって、先に工事さすのが当たり前と言われることですけども、我々としましても、基礎工は一応契約の中で工事中の変更内容ということで、内容変更、そういう考えでやっております。あと、補助金がつきましたので、今回国のほうへは事業費の要望に対しての事案理由は基礎工法が変更になったということで、これは議員にご説明したと思うんですけども、国への申請につきましては、基礎工が増えたから 2 階の一部が減ったので、2 階の一部を増やしてくれませんかとは国へは申請ができません。国への申請につきましては、事案に対して、基礎工が変更になった事案に対して、いくら増えたので追加の工事費をいただきたいと国へ申請をします。

で、今回3月末に変更内示の7,100万円いただきましたので、速やかに臨時議会を開かせていただきたかったのですけども、議員も専決処分をやったらいいのではないかとおっしゃられましたけれども、臨時議会で説明をさせていただいて、議決をいただきたいと、こういうふうに考えたところです。

〇議 長

6番 正木秀男君

06 番

今鈴木課長が契約内で変更というのは事後も事前も範疇に入っているんやという説明でしたけれども、私が調査、あちこちで聞き及ぶ限りでは、前に私が問題にしていた埋立工法ですけれども、何トン何十トンもする石が第1期、第2期の工事の時にそこに埋め立てたと。たまたま施設が変更になってこちらへもってきた。掘った、大きいのが出できた、それで基礎工が変更になったという説明でしたけれども、私はああいう埋立法、以前全員協議会でも言いましたけれども、30センチ以内は埋立工法で法律的にいわれていると。それがああいうトラックでも載れんようなやつがごろごろ出てきているという中で、ドリルやないけども、円形の基礎からベタ基礎に変更になった。その時にボーリング調査を事前にしているんですね。そこの関係者に聞いたら、土質、資質の検査報告は当然この設計会社ないし施工会社に提示している中で、そこをもとに土中何メートルボーリングをして、この下にはこういう資質の土がありますよという部分を提示していると聞いた中で、私から言ったら今のはまゆう病院やないけども、やはり若干設計屋も怠慢だったところもあったのかなと。

それともう1点。通常住宅でも工場でもどこでも埋め立てる場合は、土質、サンプルをも って水が1、2、3、4、5とかけたらどれだけのかたまりであるか検査するらしいです。 埋め立てる場合、どの事案においても。それ事前にサンプル、土もってこれ調べてよと。ど れくらいの割合で水かけたらどのくらいの時間とどれだけの水分を含んだら、これだけのエ ネルギーの中であるというプロフェッショナル的な部分、私かじってきたんです。事前にそ ういうことをしてあったのかと。なんでもかまん、そこへ行って、掘ってちょっとやれよと いうような、私はどうしても鈴木課長、白浜町側の管理として、その責任が免れない部分絶 対あるなと。私が今言う施工責任、設計責任、それから監督責任、管理責任やな、発注者側 の。そこを横に置いて何でもかんでも変更した、はい議会の皆さん承認してください。こう いうやり方では、自分の置かれているポジション。まして、建設にしても、今回は富田事務 所ですけども、あまりにも他人事みたいに。一生懸命しやるのはわかるんやで。わかるんや けども、そこの法規内で対応してあったのかと。今言うように土の質をはかって、サンプル をもってそれを送ってあると、向こうへ設計屋も。そういう部分がもろもろいっぱいあるん や。それでただでしてもらってないから、お金、そこに当然対価払っているわな。だから、 そこにおいて、発注者側、井澗町長の名において発注するんやけども、そういう部分の責任 が私はやはり相当ウェイトがあると、こう思うんです。鈴木課長、私何回も言うけども、埋 立工法も含めて、しつこいこと言うんやけども、そこら2点どう。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

まず、ボーリング調査の件ですけども、当初は3カ所ありまして、その中で当初の現在の 設計条件として必要な、例えば土質状況とか当然やっております。その3カ所やったときに はそのボーリング3カ所のデータの中には二十何センチとか三十何センチの玉石が存在する ということが明記されております。それも設計会社に提示して、詳細設計をするよう指示し ております。

あと、埋立に使用する土の試験なんかをやっているのかということですけども、現場の発生土も浚渫をやった土砂とか岩砕とかを現場内流用して、これは工事費も安価につくし、浚渫したり岩砕した護岸で発生した土砂を埋立に利用して、あとその成分は、埋め立てる前に

試験したのかということですけども、当然基礎工とか建物を設計する時点で、今言ったみたいにボーリング調査をしますので、そこで現在の土質状態をもとにコンサルもそれで設計するのが通常だと思います。今の現場では搬入する前の土質状況、水分がどれだけだとかの試験はしておりません。

〇議 長

6番 正木秀男君

06 番

だから、結果的にこれ何千万円の補正をつけんなんということ、変更、変更ときたということは、見えんところで手抜きじゃないけども、見えんところで相当なことをされていて、掘ったはできん、で、ベタ基礎にしようという。結果としてこうなってきているんやから、当初ちゃんとしておけば、こういう事案が発生せんのよ。家建てるときに、下の土質、地中の質をきちんとしておけば、工事も1期の削ったやつ、きちんとしたやつを埋めておけばこういうことはないんや。そのまま大きいのを放り込んだから、こうなってきた結果ちがうか。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

当然今現場に置いている大きな石40立米ほどあるんですけれども、あれは埋立につきましては、上部の利用目的をもった埋立工事なので、配慮が足らなかったことは十分承知でございます。ただ、7,000立米の対象土の中に繰り返しになりますが、現工法は15センチ程度の玉石がごく少量でなければ工法が採用できない工法です。当然設計会社からの報告にもそう明記されております。地中の石とかコンクリート片は除去することが条件と明記されているんです。7,000立米の中には当然岩砕の土も入っていますよ、そういう15センチや20センチの石が入っていますよというのは当然指示しております。そういう状況ですから、私は何回もご説明させていただいたところです。

〇議 長

11番 湯川君

〇11 番

今、正木秀男議員も言われておりましたけれども、最初の出足の間違いがどこにあるのか、 そこをはっきりして、設計監理の会社も謝ってもらわんなんし、町としても今回工事が3月 に出来上がっていることを、今それを認めてくださいということでありますので、そこは理 由がいろいろあって、間違っていない方法でやっているんだと言っておるんだけれども、や はり私としてはおかしいなと。この提案はこれで本当に我々が賛成していいものかと。やは り町としてもどこか筋道が間違っておるので、謝罪というか申し訳ないということを言って もらわんなん事案ではないかと思うんですけども、その点はどう思うのかということ。

それと、そのボーリングも、地盤を調べるためにやったのでありますけれども、私は毎日のように自分ところの家から監督しておりましたら、やはり最初の工法の基礎工事をするのであれば、あそこをわざわざまた掘るのに、また土を入れて大きな石を入れやると、それをあとからまたそれを掘って工事をする。なんと要らんところに無駄なお金をかけやるなと思えて仕方なかったんです。

それと、最初の契約の1億8千万円の中には基礎工事の代金ももちろん含んでいますね。

含んでいるはずです。その基礎工事の代金は最初いくら見積もりされているのかわかりませんけれども、それを変更して、まだ3,400万円のお金がいる基礎工事をしなければならなかったと、この1億8千万円に対して、本当に基礎工事てこんなに要るものなんでしょうか。そこら最初からそういう計算であったのか、疑問の点がどんどん出てくるんですけれども、説明できるのであれば、説明していただきたいのですが。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

責任の所在云々の話ですけれども、我々担当課としましては、当初設計会社と基礎工専門会社との緻密な連携とか密な協議が少し足りなかったかなと思っております。

あと、ベタ基礎工法となったために、2千立米ばかりベタ基礎工法に伴う掘削土は搬出せなあきませんので、ベタ基礎工になったために搬出したところでございます。

工事費につきましては、先ほどご説明したと思うんですけども、九百何十万に対して3,465万円の差額。当初が九百何万で、変更で四千何百万円で3,465万円が基礎工に伴う差額ということです。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

一番最初の丸本議員の質問が結局ものができているやないかと。ものができている後で3,400万円の補正出すこと自体が議会を軽視しているのではないかということだったと思うんです。その辺のことが第一の問題ではなかろうかと。その中で課長の答弁として、それは中で変更したから、そのままきたんだということですけども、予算内だったらどうしようが別に問題ないと思うんです、事後の報告だっても。でも今回の場合は施工されていて、金額が足らない中でこういうことがあがっているのは、できている話からおかしいのではないかということだから、謝る必要があるのではないかと。当局のほうでということを丸本議員はおっしゃっているんではないかなと私はとらえています。ただ、予算上できてるものだから仕方ないという話はあるんですけれども、議会へあげる手順、議案の手順が間違っているのではないかということについて、まずもってお答えいただきたいと思います。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

先ほど丸本議員に対してお答えいたしましたのは、当初の契約額が1億8,060万円であり、執行額に対して基礎工の工事費執行済額に対して、基礎工変更になった額が1億8,060万円を超えると、これは予算の裏付けがございませんので、現時点で甲乙協議をして変更をすることはできないと考えております。当初契約額1億8,060万円なんです。この時点で、基礎工の変更になった時点で執行額と基礎工を合わせて3,600万円増える分が現契約額の1億8,060万円を超えるのであれば、それは工事途中の変更ということで処理できないと思います。その事案に対して、今の執行額が超えるのですから。ただ、当初契約の中で工事中の内容変更を甲乙協議して変更を指示したところであって、基礎工というのは先ほども説明したみたいに、国へは基礎工が増えたんですよという事案で要求します。

それについてきたから、終わっているのに今頃変更契約をするのかというのではなしに、予算の取得上、国へは基礎工変更になったので足らないのでくださいよと、それが補助金の要望をもらうシステムの理由です。そうでなければ…。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

それはわかっている話なんです。それはさっきから言われてわかっている話なんですけども、今回の変更の概要ということは、基礎工事が変わることによって変わった中で3,400万円は要するに工事契約をし直したいということで上がってきている議案でしょう。そうした場合、ものができているやないかということです。だから議会の承認を得んと、3,400万円のお金を使っているのではないのかということについて、当局として謝らなければならないのではないかと丸本議員は質問していたと思うし、私もそう思うわけです。

〇議 長

3番 丸本君

〇3 番

いろんな質問が出ていますけれども、この工事費について、何回に分けて出すのか。いく ら出ているのか、1億8千万円のうち。

それとあわせて、議会の議決を経ていない中で工事が終わっている。これは出せるのか、 その辺どうなんですか。

〇議 長

休憩します。

(休憩 11 時 04 分 再開 11 時 25 分)

〇議 長

再開します。

当局からきちんとした説明をお願いいたします。

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

先ほど来議員の皆様からご指摘いただきました件につきまして、当局としましての回答を させていただきます。

まず、先ほどから丸本議員はじめ専決処分をまずしておくべきではなかったかと。順序が逆ではないかとのご指摘もございました。考え方につきましては、先ほど鈴木担当課長から答弁したとおりでございますけれども、3月28日付けで実はこの交付金の決定が7,100万円ということで国からきております。その時点で専決処分を本来であればすべきであったと思います。で、変更契約をその時にしておくべきだったと考えますけれども、やはり私どもとしましては、皆様方への議会への説明ということで、本案件につきましては、非常に重要なことであろうということで、議会に説明することが当然であると考えておりました。その中で、相前後しまして、やはり全体としては全員協議会等でも説明をさせていただいておるんです。あるいは個別にも議員さんにお話しをしたこともありますけれども、なかなかまだそこまでご理解がいただけなかったということもありまして、全体的には私は説明不足であったということは、事実であります。

ですので、今後、この事案につきまして、皆様方からぜひご理解をいただいて、今回の追加の変更契約につきましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。もし、追加があれば、担当課の鈴木課長から答弁しますけれども、私のほうからは全体的に議員の皆様への説明不足であったということは認めざるを得ないと考えでございます。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

今の町長のお詫びということではないけども、説明不足であったということは上程に対することを言ってくれているでしょう。あとのもろもろのことについての質疑については、まだしてもいいということでしょう。私と丸本議員との質問の事項についてと解釈しているから、ほかについてはもう一度聞いてもらえたらなと思うのですが。

〇議 長

10番 玉置君

〇10 番

この工事について、はまゆう病院のこともそうですけども、いろいろと西富田小学校、はまゆう病院、今の湯崎等、いろいろと工事について何かスムーズにいかないので、今回の場合においても埋め立てた場所に大きな石があったということを知っていた上で、報告があった上でもその設計屋さんがそういう設計をしたというところで、監督者たる今回は白浜町ですけれども、厳しくきちんと責任というものをもっと追及していただきたいなと。あなた、どうするんだという責任追及を今後どんな工事でありましても、そういうところで各部署、各部署の方がそういう責任を相手方に明確にして、やはり厳しく対応していただきたいなと思います。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

今玉置議員からご指摘いただきました責任についてということでございますけれども、私も今までいろんなはまゆう病院の経緯、あるいは湯崎漁港の施設についての経緯をみましても、なかなか不可抗力という部分もございます。ただ、想定外ということもありましたけれども、そのあたりはきちんと精査、検証をした上で、一定のまとめをしないといけないと思っています。そこは請負業者、設計屋さんも含めて今後しっかり議論をして、どこに課題だとか原因があったのかということもきちんと整理をしてまとめていくべきだと考えてございますので、時間が限られた中ですけれども、今後それを精査して、皆様にご報告ができる段階になりましたら、報告したいと考えてございます。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

それと、私は前々から話をさせてもらっているんですけども、技術屋の不足が工事をやっていく過程の中に多いんではないかと思うんです。今回もそうなんですけれども、職員を募集している話は国体要員のことになるんでしょうけれども、やはり技術屋を少し充実させるというか、技術屋さんにおいたら、今日来たから明日から使えるということにはなかなか引

き抜き以外にならないものですから、やはりその辺についてをもうちょっとせんならんのと違うかなというのと、あわせて技術屋さん多かったら、そんなにいらんと言われることも反論としてあるんですけれども、その場合には技術屋さんが事務屋さんにどちらかといったら昇給していったら事務屋さんに変わっているというのが何人かいらっしゃるから、そういう結果が今の技術屋さん不足を招いていることですから、その辺もやはり井澗町政を今後やっていく上で、はまゆうもそうですし、今の湯崎についてもそうですし、ほかの学校建設についてもそういう格好が多々あると思うんですけれども、その辺をもうちょっと考えてもらいたいなと。これは要望ですけれども。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

今、三倉議員からご指摘いただきましたことにつきましては、やはり町の大きな課題になっております。技術職の職員が少ないと言いますか、今までなかなか募集しても来なかったということもございますし、今ご指摘いただいたことにつきましては、町内の建設業界からも一定の要望もきております。その中で適材適所、そしてまた今後技術職員の配置あるいは採用も積極的に行っていきたいと考えてございます。もちろん全体のバランスを見ながらでございますけれども、そういうところで若干弱体化している部分もございますので、その辺りを今後の検討材料として前向きにはかっていきたいと考えてございます。

〇議 長

2番 楠本君

〇2 番

参考資料の18ページやけども、契約の方法です。これ業者さんは指名競争入札による契約となっています。業者さんは何名参加されて、入札率は何パーセントか、これについてお聞きします。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

建築業者数は5社で、落札率は89.5%です。

〇議 長

10番 玉置君

〇10 番

八十九点なんぼというのは、1億8千万円の部分のことですか。1億8千万円の仕事の話ですか。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

1億8千万円の落札率がそうです。

〇議 長

10番 玉置君

〇10 番

そのあとで工法が変わって、これ3,460万円仕事を追加したわけやけれども、この仕事の最初の想定値段というのはいくら。

〇議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

〇番 外(農林水産課長)

その請負率をかけて考慮したお金が3,465万円です。請負率はかかってきます。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 平成25年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について、 質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11 時 37 分 再開 13 時 00 分)

〇議 長

再開します。

事務局長より報告をさせます。

番外 事務局長 林君

〇番 外(事務局長)

議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告して、ご了承をお願い申し上げます。

当局より新たに議案第49号から議案第50号までの2件が提出されました。

これらの案件を日程に追加し、日程の順序を変更し、議題とすることになりましたので、 よろしくお願いします。

〇議 長

お諮りします。

ただいま報告のあった各案件についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題 にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、これらの案件については、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

資料を配付してください。

(資料配付)

(4) 追加日程第12 議案第49号 工事請負契約の締結について 追加日程第13 議案第50号 工事請負契約の締結について

〇議 長

追加日程第12 議案第49号から追加日程第13 議案第50号までの2件を一括議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君(登壇)

〇番 外(町 長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第49号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町テニスコート整備(その1) 工事の請負契約を締結したいので提案するものでございます。

議案第50号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町テニスコート整備(その2) 工事の請負契約を締結したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

〇議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 大谷君(登壇)

〇番 外(総務課長)

議案第49号 工事請負契約の締結について、議案書(P.23~26)に基づき、説明した。

議案第50号 工事請負契約の締結について、議案書(P.27~30)に基づき、説明した。

〇議 長

提案理由の説明が終わりました。

直ちに、審議に入ります。

追加日程第12 議案第49号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

6番 正木秀男君

06 番

2億3千万余りの工事と思いますけれども、5社で指名競争入札という表記ですけども、 落札率。

あと、その1、その2とあるんですけども、2年、3年後の国体に向けて、残りの工事は これ以外にまだ次年度という部分どのくらいあるのか、そこらあれば教えていただきたい。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

落札率につきましては、その1工事が92.8%でございます。 今考えておりますのは、この24、25年で工事は終わると考えてございます。

〇議 長

6番 正木秀男君

06 番

この5社というのは、町内ですか、それとも町外も入っているんですか。そこらどうですか。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

町内の5社でございます。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

入札の金額云々とは関係ないのですけれども、参考資料を見ている中で、新設する8面の テニスコートの中の排水なんです。以前、既設のほうについての排水はあまりどうこうなか ったんですけども、今回新設する場所は、もともとグラウンドのときには砂利層の上にグラ ウンドを張っていたから、割と水はけがよかったんですけども、今度方法が変わるというこ とと、水はけとなった場合、近隣の町営住宅ともろもろの住宅の排水がものすごく悪いとい うことで、再三住民からの苦情があるわけなんです。だから、表面上、コート内の設計どお りできたということについてはいいんやけども、そのあとの排水についての検討してもらえ ているのかなということについて、お尋ねしたいわけなんですけども。

〇議 長

番外 建設課長 笠中君

〇番 外(建設課長)

周りの排水なんですけども、今回改修することによって、宮本板金の前の水路とかも改修 して、それ以外も改修して、この中の施設の排水については、流量計算して現状のところに 流しても大丈夫という計算で施工を行っております。

〇議 長

6番 正木秀男君

06 番

嫌われながら質問するんやけれども、今朝の湯崎漁港の施設のものも含めてですけれども、図面で、平面で見たらなんともない部分ですけども、建ちあがってきたら大きいなというのと一緒で、今回テニスコートのフェンス3メートルでしょう。この図面で3メートルと案外実感がないんです。ですから、断面図でも、土地がこうあって人間が立ってある。そして3メートルはここまであるというくらいしたら、いけるんやけれども、ただ平面では、口で3メートルと言ってもわからんので、そこらも含めてこれから説明。先ほど町長が陳謝していたけれども、説明するときの配慮がもう一歩踏み込んで。私ら素人やからぜひともよろしく。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

今後そういった添付資料につきましては、十分精査して、わかりやすい図面等を添付させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇議 長

2番 楠本君

〇2 番

町長の提案説明の挨拶の中で、年度内の工事、25年度内の工事ということをお聞きしました。プレ国体の話がすでに150ないし200の26年7月にあると、県からの話を聞いております。

そうした中で、工事がすべて終わった後においても、いろいろの課題が出てくるのかなと。 今正木秀男議員も言ったけれども、これが終わって残工事的なものはあるのかないのか。それも踏まえて、今消防庁舎が建っているところの裏の道からの排水が非常に悪いという前からの話があります。国道渡って、町営住宅に流す排水溝が直接関係ないんですけども、非常に悪いという話を聞いておりますので、そういう面も含めて、周辺の環境整備をきちんとやっていくべきではあるかなと。

それと、プレに向けての駐車場対策は今後どのようになっていくのかを踏まえて、駅前の 広場の周辺も一体の関係であると思うので、そこらも十分配慮しながらやっていただきたい と思うのですけれども、その辺についてのお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

〇議 長

番外 町長 井澗君

〇番 外(町 長)

今のご質問の先に、テニスコートのプレ、あるいは本大会での開催に向けて、現在工事が

25年度内には終了するということなんですけれども、その後のことも含めまして、今後テニスコートの改修につきましては、地元、経済団体等からも地域の活性化のために、有効利用をしてほしいと強い要望をいただいておりました。やはり国体において、通常のソフトテニスの場合は基準コートの数というのは現在の16面で十分なんですけれども、今回はそれを上回る20面にしたということで、近畿大会はもとより、西日本大会とか全国大会の誘致が十分可能となります。その中で、地域の振興としての誘客につながるということで、白浜町としても大いに期待をしているところでございます。経済効果も見込めるということです。

この駐車場につきましては、今の状況では、テニスコートの中の駐車場プラス志原の前にも70台ほどとめられますので、常時170台ほど、バスは別ですけどもとめられるということを聞いておりますけれども、これでも全国大会となるとやはり足らないのではないかと思いますので、周辺の駐車場の確保ですが、ピストンでシャトルをおこなうとか、その辺のエリアももう一度点検をして、そして駐車場の確保にあたりたいと考えてございます。

そのことについて、私から答弁させていただきます。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

プレ国体が来年の7月25日から2日程度予定してございます。この工事が完成しました ら、その前にこけら落とし等々を現在検討してございます。そうした状況を見ながら、今後 駐車場の問題等も考えていきたいと考えております。

また、周辺整備につきましても、当然、周辺の方にもご迷惑をかけないように、また地域が活性化できるような対策を今後地元の方々とも協議をして進めてまいりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇議 長

番外 建設課長 笠中君

〇番 外(笠中課長)

議員から質問ありました残工事につきまして、平成25年度ですべて完了さすということですけども、これに向けて私どもも現場を一度確認にまいりました。その中でどうしても抜けている箇所、改修した後、見た感じで改修できていないという状況が見える場所を先日見てきたわけです。それはテニスコート前の現在の舗装です。舗装は改修にないわけです。この図面を見た限り。現場を日置川事務所と立会いして、ここは玄関口なので、舗装をやり替えたほうが国体らしくなるという意見を言っております。それと、横に昔からある浄化槽があるんです。これは古いもので、大型バスが乗れない状況です。現場の中では補強をしようかとかいろいろ意見は出たんですけども、補強するには至らない浄化槽であるので、これも今検討しているところです。改修に向けて検討したいと。あと、旧のテニスコートのブロック塀ですけども、現状のままでおいておくとなっているんですけども、色もあせてしまってまったく聞いたら色塗りがないということなので、これも検討してほしいと、3点か4点を追加と言ったらおかしいんですけども、別契約になるかもわかりませんが、工事が予算内でできれば、国体に向けて改修したいと、現場で確認をしております。

〇議 長

2番 楠本君

〇2 番

先ほどの答弁をいただいたんですけれども、要はやはり駐車場対策だと思うんです。日置駅前の駐車場がどのような格好でピストン輸送をして運ぶのか、そこらも踏まえてですけれども、その前に言われた河川敷はもうだめなのか、それも含めて、駐車場対策がやはり今キリンさんができたので、やはり一番ほしいところが確保されたということもあるので、駐車場対策に万全の態勢をしていく必要があるのかなと思いますし、ある企業さんもできたら使ってもらってもいいよという内諾もちらっと聞いておりますし、そこらの点について十分配慮してもらいたいと思います。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

今現在考えております駐車場対策につきましては、先ほど町長が答弁いたしました志原海 岸前の70台。それから、国体に向けてということで、臨時的ではありますが、日置小、中 のグラウンド。あるいは日置川事務所、それから、これはきちんとしたものではございませ んけども、河川敷等を計算してございまして、約1,200台の収容が可能と試算をしてい るところでございます。こういったところにつきましても、再度プレ国体等を踏まえながら、 十分確保できていけるかというあたりも今後精査していきたいと思います。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

この図面の上の方に倉庫予定地と書いてあるわけです。先ほど総務課長の答弁と建設課長の答弁からしたら、この予定と書いてある場所についての対応がないようなんですけれども、 それについてはどのように考えられているのでしょうか。

〇議 長

休憩します。

(休憩 13 時 24 分 再開 13 時 29 分)

〇議 長

再開します。

番外 建設課長 笠中君

〇番 外(建設課長)

確認いたしました。倉庫については、今のところ入っていないと。その中で必要だという ことで予定地に入れてやりたいという追加です。追加でここに倉庫を持っていきたいと。

〇議 長

12番 三倉君

〇12 番

ある程度予定とされている話ですけども、先ほど休憩中に少しあったんですけども、その古いテニスコートでは本部席の下の方に、前の大会をした時の下の方にそういうような倉庫として一応備品なりベンチやブラッシングを格納していたんですね。今度これからしたら、12面用としてだったら確保できると思うんですけども、プラス8面できるとなったら、そういうものを置くとか、そういうことをする場所というのがないものですから、その辺につ

いてはということからすれば、今の予定地というところが必要になるのではないかと思うんです。そうした場合でしたら、今までの事業費的なものとしたら、だいたい今回あがっているくらいで終わりということにならんような形になってこようかと思うのですが、そのあたりどうですか。

〇議 長

番外 建設課長 笠中君

〇番 外(建設課長)

先ほど追加説明させていただいた中で、議員ご指摘の箇所が抜けておりました。ここも現場立会いをして、24年度では防水だけができております。上の防水が完了しております。そこで外構も昔の色のままで、色が落ちてきていると。その中で改修しなければならないということで現場立会いをやっております。中につきましても、昔から問題になりました水が流れ込む、落ち込んでいるわけです。そこのかさ上げ、扉がものすごく重たいと。開けてみたんですけども、なかなか力が要って、この辺も改修も25年度中に検討してやりたいという方向で今進めております。

〇議 長

11番 湯川君

〇11 番

クレイのコートではなくてインターロッキング。インターロッキング舗装とコンクリート舗装と分けんならん理由。このインターロッキング舗装で、そこコンクリート舗装というところを違う色にしたらいいんちがうかなと。こういうコンクリートとインターロッキングと細かく分けなければならない理由というのを聞きたかったんです。

〇議 長

番外 総務課長 大谷君

〇番 外(総務課長)

インターロッキングにつきましては、浸水性が非常に高い製品でございまして、コート周辺を浸水性の高いものを配置して、ほかのところについては通常のコンクリートを施工すると考えております。色につきましては、現在今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第49号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

追加日程第13 議案第50号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

〇議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第50号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第9 発議第1号 議員派遣について

〇議 長

日程第9 発議第1号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定いたしました。

(6) 日程第10 発委第4号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・ 建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第 1 1 発委第 5 号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会・議員定数等検討特別委員会)

〇議 長

日程第10 発委第4号 閉会中の継続調査申出書、日程第11 発委第5号 閉会中の 継続審査申出書の2件を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も調査または審査を継続 することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も調査または 審査を継続することに決定しました。

これをもって、平成25年第1回臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。 閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井澗君(登壇)

〇番 外(町 長)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶申し上げます。

平成25年第1回臨時会をお願い致しましたところ、議員各位には、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

議員各位から賜りましたご意見ご提言を真摯に受け止め、行政運営に努めて参る所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただき、町政の伸展に職員と共に全力を尽くして参りますので、宜しくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。

〇議 長

挨拶が終わりました。

これをもちまして、白浜町議会平成25年第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成25年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします 大変、ご苦労さまでした。

議長 南 勝弥は、13時35分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 5 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員